

平成25年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県央振興局

H26.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	県央振興局	農林部 諫早湾干拓営農 支援センター	H25.4.1	諫早湾干拓営農支援 センター会議室賃貸 借	1,060,500	福岡市博多区中呉服町1-5 コマツハウス株式会社 九州支店 支店長 佐々木要介	現在、諫早湾干拓営農支援センターに設置している会議室は、平成20年度から5か年のリース契約に基づきコマツハウス株式会社九州支店が設置しているものである。 平成25年3月のリース終了に伴い、現会議室を撤去し同程度の施設を新たにリース契約する場合と、現施設を撤去せず再リースする場合とを比較するため、新たにリース契約する場合として2者より参考見積もりを徴したところ、A社が7,500,000円、B社が5,423,000円であった。 このことから、再リースする場合の方が明らかにコストの低減が図られるため、平成20年度からの現契約相手方である、コマツハウス株式会社九州支店を契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項第2号
2	県央振興局	農林部 諫早湾干拓堤防 管理事務所	H25.4.1	諫早湾干拓堤防通信 制御設備保守点検業 務委託	7,801,500	福岡市中央区長浜2-4-1 東芝通信インフラシステムズ 株式会社九州営業所 所長 木下 淳三郎	本業務は、諫早湾干拓堤防の排水門操作等を行なう上で重要な、通信制御設備の機能保持を目的として機器、装置及び各種データ処理など、ハード及びソフト面に至る全般の保守点検を行うものである。当該設備及びソフトウェアについては、平成7年度から平成10年度にかけて(株)東芝で製作・据付が行われ、平成12年度から(株)東芝が保守点検を行っている。 平成24年12月に、(株)東芝以外の国内水管理制御システムメーカー等8社(県内2社含む)に対してこの業務を実施できるかどうか調査を行った結果、県内業者1社の「システムに関係しない電球などの交換や、機器の目視点検などの簡易的な点検は行える」と、他の7社については、保守点検(システム不具合等対応(機器故障等含む))は行えないとの回答であった。 このため、平成22年度より、(株)東芝の保守・補修(修理)業務に関し、「東芝通信インフラシステムズ(株)」へ業務委嘱された、「東芝通信インフラシステムズ(株)九州営業所」と随意契約を行いたい。	第167条の2 第1項第2号

平成25年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県央振興局

H26.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
3	県央振興局	建設部 管理課	H25.4.1	田結港海岸環境施設 (緑地等)管理委託	3,150,000	諫早市東小路町7-1 諫早市長 宮本 明雄	<p>安全管理体制の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・港湾管理者は、港湾の適正な維持管理を行なう責めに任じられている。 ・管理瑕疵がないとするためには、構造、用途、場所、利用状況等の諸条件を統合し、通常予想される危険が防止できる適度の措置が必要である。 ・営造物の安全確保と危険の未然防止 ・施設の設置又は管理の瑕疵による事故の発生を防ぐためには、維持補修工事の物的補完と、使用規制等の人的補完の両面により安全の確保を図る必要がある。 <p>以上により、上記施設は直営で管理すべきであるが、行政責任がある市町に委託することで、その維持管理の適正化を図ることができる。</p>	第167条の2 第1項第2号
4	県央振興局	建設部 用地課	H25.4.1	一般県道諫早外環状 線道路改良工事(諫 早インター工区、長野 ～栗面工区)(用地取 得業務委託)	38,199,000	長崎市元船町17-1 長崎県土地開発公社 理事長 江口 道信	<ul style="list-style-type: none"> ・用地取得業務は法律事務の周旋に該当し、弁護士法の規制により、民間業者に委託することは適当ではなく、契約の相手方が限定される。 ・県土地開発公社は、公共用地取得を行う専門機関として県の全額出資により設立された「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づく特別法人で、同法により用地取得に係るあつせん業務が認められており、又、損失補償基準、用地交渉等に精通しているため、安定した業務遂行が期待できる。 	第167条の2 第1項第2号
5	県央振興局	建設部 河港課	H25.4.1	半造川樋門等操作管 理委託	2,691,797	諫早市東小路町7-1 諫早市長 宮本 明雄	<p>本業務は、河川堤防に設置されている逆流防止目的の樋門16箇所、点検整備及び洪水時の操作を行うものである。</p> <p>河川管理施設である樋門の管理は河川管理者が自ら行うことが原則だが、職員の配置状況等から直営での管理が困難なため委託するものである。</p> <p>委託先については、河川法第99条により地元市町村に限定されており、諫早市が唯一の相手方となる。</p> <p>なお、大雨の際に水防活動や住民への避難勧告等の責任を担うのは水防管理団体である諫早市であり、市に委託することで樋門の操作が必要となる洪水時においても迅速かつ確実な対応が期待できる。</p>	第167条の2 第1項第2号

平成25年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県央振興局

H26.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
6	県央振興局	建設部 道路第二課	H25.4.16	一般県道諫早外環状 線道路改良工事 (監督補助業務委託)	17,115,000	大村市池田2-1311-3 公益財団法人長崎県建設 技術研究センター 理事長 中村 正	<p>当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。</p> <p>また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。</p> <p>このため、建設業者から資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを契約の相手方として特定する。</p>	第167条の2 第1項第2号
7	県央振興局	農林部 農村整備課	H25.4.18	丸田地区区画整理実 施設計業務委託(その 2)	8,505,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体 連合会 会長 宮本 正則	<ul style="list-style-type: none"> ・区画整理の設計は、換地計画を十分考慮して行わなければならない。 ・土地改良事業団体連合会は、土地改良換地土を保有し、農地の区画整理などの換地業務を実施できる県内で唯一の団体である。 ・区画設計の設計を行うにあたり、地元との信頼関係の構築に基づき個人情報を長期に渡り管理することとなるが、土地改良事業団体連合会は、地域に精通しており、関係市町、土地改良区等の信頼を得ている。 	第167条の2 第1項第2号

平成25年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県央振興局

H26.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
8	県央振興局	農林部 土地改良課	H25.5.7	川棚地区・中山下地区積算参考資料作成業務委託	2,877,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合会 会長 宮本 正則	<ul style="list-style-type: none"> ・土地改良事業団体連合会(土改連)は、21市町及び87土地改良区等を会員とする公益法人である。 ・県営事業の積算にあたっては、農林水産省が直轄用に開発した積算システムを(社)農業農村整備情報総合センター(ARIC)が、補助版に改良した農業農村整備標準積算システムを使用している。(県とARICは使用許諾契約を締結) ・県は、積算システムに県独自の機能を付加し、土改連と共同で保守運用しており、本システムによる積算業務を受託できるのは土改連のみである。(土改連も使用許諾契約を締結) ・土改連は、九州農政局、九州各県で構成する農業農村整備事業に関する公共工事の品質確保に関する協議会の「農業農村整備事業発注者支援機関認定制度」に応募審査を経て、設計、積算、工事監督等の発注関係事務を行うことができる発注者支援機関として認定されている。 ・以上により積算業務を受託できるのは、公益法人で発注者支援機関にも認定されている土改連に限定され、使用許諾契約に基づく守秘義務も有することから、土改連と随意契約1者見積もりとする。 	第167条の2 第1項第2号
9	県央振興局	建設部 道路第一課	H25.5.16	一般県道多良岳公園線他1線道路災害防除工事 (監督補助業務委託)	7,035,000	大村市池田2-1311-3 公益財団法人長崎県建設技術研究センター 理事長 中村 正	<p>当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。</p> <p>また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。</p> <p>このため、建設業者から資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを契約の相手方として特定する。</p>	第167条の2 第1項第2号

平成25年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県央振興局

H26.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
10	県央振興局	農林部 用地管理課	H25.5.21	小豆崎地区換地計画 (処分)事務委託	16,978,500	諫早市小豆崎町576番地 小豆崎土地改良区 理事長 久本 純造	土地改良区は工事をする区域の地元農業者が土地改良法に基づき設立した法人で、地元の状況に詳しく、当該地区の換地事務を受託できうる唯一の法人で、「県営土地改良事業の施行に伴う換地計画の事務の委託に関する要綱(平成15年8月8日)」に基づき委託する。	第167条の2 第1項第2号
11	県央振興局	農林部 農道課	H25.6.3	基幹農道川棚西部地区 1号橋梁積算参考 資料作成業務委託	3,150,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体 連合会 会長 宮本 正則	<ul style="list-style-type: none"> ・土地改良事業団体連合会(土改連)は、21市町及び87土地改良区等を会員とする公益法人である。 ・県営事業の積算にあたっては、農林水産省が直轄用に開発した積算システムを(社)農業農村整備情報総合センター(ARIC)が、補助版に改良した農業農村整備標準積算システムを使用している。(県とARICは使用許諾契約を締結) ・県は、積算システムに県独自の機能を付加し、土改連と共同で保守運用しており、本システムによる積算業務を受託できるのは土改連のみである。(土改連も使用許諾契約を締結) ・土改連は、九州農政局、九州各県で構成する農業農村整備事業に関する公共工事の品質確保に関する協議会の「農業農村整備事業発注者支援機関認定制度」に応募審査を経て、設計、積算、工事監督等の発注関係事務を行うことができる発注者支援機関として認定されている。 ・以上により積算業務を受託できるのは、公益法人で発注者支援機関にも認定されている土改連に限定され、使用許諾契約に基づく守秘義務も有することから、土改連と随意契約1者見積もりとする。 	第167条の2 第1項第2号
12	県央振興局	建設部 道路第二課	H25.6.19	県央振興局建設部 積算技術業務委託	11,235,000	大村市池田2丁目1311番3 財団法人長崎県建設技術研 究センター 理事長 中村 正	<p>当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者などへの情報漏えい防止及び設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止が必要である。</p> <p>このため、建設業者から資金面や人事面などで直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを契約の相手方として特定する。</p>	第167条の2 第1項第2号

平成25年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県央振興局

H26.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
13	県央振興局	農林部 用地管理課	H25.7.1	丸田地区換地計画 (処分)事務委託	2,541,000	西海市西海町川内郷1106-13 西海町土地改良区 理事長 郡 勝寿	土地改良区は工事をする区域の地元農業者が土地改良法に基づき設立した法人で、地元の状況に詳しく、当該地区の換地事務を受託できる唯一の法人で、「県営土地改良事業の施行に伴う換地計画の事務の委託に関する要綱(平成15年8月8日)」に基づき委託する。	第167条の2 第1項第2号
14	県央振興局	農林部 農村整備課	H25.8.5	田尻地区排水機場通信施設整備工事	3,675,000	長崎市川口町10-2 協和機電工業(株) 代表取締役 坂井 秀之	本年6月に指名競争入札にて入札を行ったが入札不調であったため、7月に一般競争入札にて再度入札を行った。しかしながら、再度入札においては、応札者が1者のみで、入札取りやめとなった。以上のことから、今後同様の競争入札に付しても入札が成立するかどうかは不確定で、速やかな事業執行が見込まれないことから随意契約を行うものである。随意契約の相手方は、上記の指名・一般の両方の競争入札に応札した唯一の業者である協和機電工業(株)とする。	第167条の2 第1項第2号
15	県央振興局	農林部 用地管理課	H25.8.16	目代地区換地計画 (処分)事務委託	14,091,000	諫早市東小路町7-1 諫早市長 宮本 明雄	諫早市は地元の状況に詳しく、所有権等の権利事務などを調整する換地事務を受託できるため、「県営土地改良事業の施行に伴う換地計画の事務の委託に関する要綱(平成15年8月8日)」に基づき委託する。	第167条の2 第1項第2号
16	県央振興局	建設部 道路第一課	H25.10.9	平成25年度 県央振興局建設部積算技術業務委託	3,255,000	大村市池田2-1311-3 公益財団法人長崎県建設技術研究センター 理事長 中村 正	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者などへの情報漏えい防止及び設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止が必要である。このため、建設業者から資金面や人事面などで直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項第2号

平成25年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県央振興局

H26.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
17	県央振興局	農林部 農道課	H25.10.11	基幹農道川棚西部地区 2号橋梁積算参考 資料作成業務委託	3,990,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体 連合会 会長 宮本 正則	本業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものである。 県営事業の積算にあたっては、農林水産省が直轄用に開発した積算システムを(社)農業農村整備情報総合センター(ARIC)が、補助版に改良した農業農村整備標準積算システムを使用している。長崎県土地改良事業団体連合会(土改連)はARICと使用許諾契約を締結し積算システムを有しており、本システムによる積算業務を受託できるのは土改連のみである。	第167条の2 第1項第2号
18	県央振興局	建設部 道路第一課	H25.10.30	一般国道207号電線 共同溝整備工事(通 信系引込管路・連系 管路)	33,612,600	福岡市博多区東比恵2-3-7 エヌ・ティ・ティ・インフラネット ㈱九州支店 支店長 山本隆宣	本工事は無電柱化推進計画により電線共同溝を整備している区間であり、利用者個々への電線管路の布設のうち官地部を施工するものである。(民地部は電線管理者が施工する。) 無電柱化推進計画においては、引込管路は官地部・民地部一体の工事であるため、施工管理および路面の掘り返しを極力減らす目的から官地部の工事を電線管理者に委託契約できることとなっている。(電線共同溝マニュアル) そのため、長崎県土木部道路維持課は、平成19年2月に、電線管理者である、西日本電信電話株式会社と基本協定を結び、引込管路工事を委託している。	第167条の2 第1項第2号
19	県央振興局	建設部 道路第一課	H25.11.12	一般国道207号電線 共同溝整備工事(電 力系引込管路・連系 管路)	26,024,787	長崎市城山町3-19 九州電力㈱ 長崎お客さまセンター センター長 東誠二	本工事は無電柱化推進計画により電線共同溝を整備している区間であり、利用者個々への電線管路の布設のうち官地部を施工するものである。(民地部は電線管理者が施工する。) 無電柱化推進計画においては、引込管路は官地部・民地部一体の工事であるため、施工管理および路面の掘り返しを極力減らす目的から官地部の工事を電線管理者に委託契約できることとなっている。(電線共同溝マニュアル) このため、長崎県土木部道路維持課は、平成13年3月に、電線管理者である、九州電力株式会社長崎支店と基本協定を結び、引込管路工事を委託している。	第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成25年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県央振興局

H26.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
20	県央振興局	建設部 道路第一課	H25.12.27	主要地方道諫早飯盛 線他1線交通安全施 設等整備工事 (監督補助業務委託)	5,670,000	大村市池田2-1311-3 公益財団法人長崎県建設 技術研究センター 理事長 中村 正	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者から資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項第2号
21	県央振興局	建設部 河港課	H26.2.14	大村線松原・竹松間3 0k334m付近郡川河 川改修工事に伴う郡 川B外1予備設計	50,056,000	福岡市博多区博多駅前 三丁目25番21号 九州旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 唐池恒二	本業務は、郡川河川改修事業に伴う鉄道橋改築工事に先立ち鉄道橋梁の設計等を実施するものである。改築工事の対象となる鉄道橋の施設管理者は九州旅客鉄道株式会社である。設計等の実施では現地調査等で営業運転を行っている鉄道事業用地内への立入りが必要となるうえ、鉄道橋改築工事全般にわたって施行条件を決定する権限が運行の安全確保の観点から九州旅客鉄道株式会社にあるため、当該会社のみが唯一の委託できる相手方である。	第167条の2 第1項第2号